

## 第1 監査の対象

附属機関等の管理運営状況について

## 第2 監査の期間

令和5年11月14日から令和6年3月15日まで

## 第3 監査の目的

本市では、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより附属機関が設置されており、行政執行に伴って必要となる調停、審査、諮問又は調査が行われている。また、要綱等により懇話会が設けられ、専門知識の導入や市政に対する市民意見の反映等が図られている。

これらの附属機関及び懇話会(以下「附属機関等」という。)については、公正で透明性のある市政の推進を図るため、平成27年4月に策定された春日井市附属機関等の設置等に関する指針(以下「指針」という。)に基づき管理運営されている。この指針は、策定以降必要に応じた改正がなされ、ここ数年においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ会議の開催方法等の改正がなされている。

社会経済情勢の変化や複雑高度化する市民ニーズに適切に対応した市政運営を行うことが求められる中、附属機関等は様々な立場の声を届ける役割を担っており、今後もその重要度は高いものと考えられる。附属機関等がその役割を十分に果たすためには、指針の改正内容に対応することはもとより管理運営方法を適宜検証し状況の変化に応じて見直していくことが肝要である。

そこで、附属機関等の管理運営が指針に沿って適切になされているか、設置目的、委員構成、開催状況等の項目を主眼に監査を行った。

## 第4 監査の方法

本市における附属機関等について、次のとおり対象及び主な着眼点を設定して監査

を行うこととし、監査の実施に当たっては、各部署へ調査票の提出及び担当職員の説明を求めた。

<対象>

指針第1条に定める附属機関等で、令和5年3月31日現在、設置されているものを対象とした。ただし、令和4年度中に廃止又は統合した附属機関等も対象とした。

<主な着眼点>

- 1 設置の根拠や目的は明確であるか。
  - (1) 設置の根拠は明確であるか。
  - (2) 設置の目的は明確であるか。
  - (3) 廃止又は統合は検討されているか。
- 2 委員の選任、構成は適切であるか。
  - (1) 構成する委員の数は適切であるか。
  - (2) 幅広い人材が登用されているか。
  - (3) 在任期間や兼任状況は考慮されているか。
- 3 会議の運営は適切に行われているか。
  - (1) 会議は適切に開催されているか。
  - (2) 会議の公開等は適切であるか。
  - (3) 会議の内容は市政に反映されているか。

## 第5 監査の結果

### 1 附属機関等の概要

#### (1) 附属機関等の設置状況

「第4 監査の方法」で監査対象とした附属機関等の総数は69機関で、附属機関が62機関、懇話会が7機関であり、その内訳は表1-1、表1-2のとおりであった。

表1-1 附属機関の部局別設置状況(令和5年3月31日現在) (単位:機関)

部局	附属機関数及び名称	
企画政策部	2	表彰審査委員会、総合計画審議会
総務部	7	開発事業紛争調停委員会、情報公開・個人情報等保護審査会、行政不服審査会、特別職報酬等審議会、防災会議、国民保護協議会、新型インフルエンザ等対策連絡調整会議
市民生活部	4	市民憲章審議会、多文化共生審議会、男女共同参画審議会、国民健康保険運営協議会
文化スポーツ部	6	市民会館運営審議会、生涯学習審議会、文化振興審議会、道風記念館運営協議会、スポーツ表彰審査会、図書館協議会
健康福祉部	15	予防接種健康被害調査委員会、救急医療対策会議、健康施策等推進協議会、地域福祉計画推進協議会、民生委員推薦会、高齢者総合福祉計画推進協議会、福祉有償運送運営協議会、老人ホーム入所判定委員会、地域包括支援センター運営等協議会、地域包括ケア推進協議会、介護認定審査会、障がい支援区分判定審査会、障がい者施策推進協議会、地域自立支援協議会、一体的就労支援事業運営協議会
青少年子ども部	2	子ども・子育て支援対策協議会、特別支援保育審査委員会
環境部	2	環境審議会、廃棄物減量等推進審議会
産業部	3	商工業振興審議会、観光・にぎわい創出推進会議、人・農地プラン検討会
まちづくり推進部	10	都市計画審議会、都市景観審議会、町名等審議会、自転車等駐車対策協議会、地域公共交通会議、空き家等対策協議会、高蔵寺リ・ニュータウン推進会議、開発審査会、建築審査会、旅館等建築審査会
建設部	1	緑の審議会
市民病院事務局	1	春日井市民病院事業評価委員会
上下水道部	1	上下水道事業経営審議会
消防本部	1	消防賞じゅつ金等審査委員会
教育委員会事務局	7	通学区域審議会、学校保健結核対策委員会、就学支援委員会、放課後教室運営委員会、いじめ問題対策委員会、学校給食運営委員会、文化財保護審議会
合計	62	

附属機関の部局別設置状況は、健康福祉部が15機関(24.2%)で最も多く、次いで、まちづくり推進部が10機関(16.1%)、総務部及び教育委員会事務局がともに7機関(11.3%)であった。

表1-2 懇話会の部局別設置状況(令和5年3月31日現在) (単位：機関)

部局	懇話会数及び名称	
市民生活部	3	町内会活動支援検討会議、市民活動支援センター運営委員会、青少年女性センター運営委員会
健康福祉部	1	胃内視鏡検診運営会議
まちづくり推進部	1	立地適正化計画検討小委員会
教育委員会事務局	2	いじめ・不登校対策協議会、部活動検討会議
合計	7	

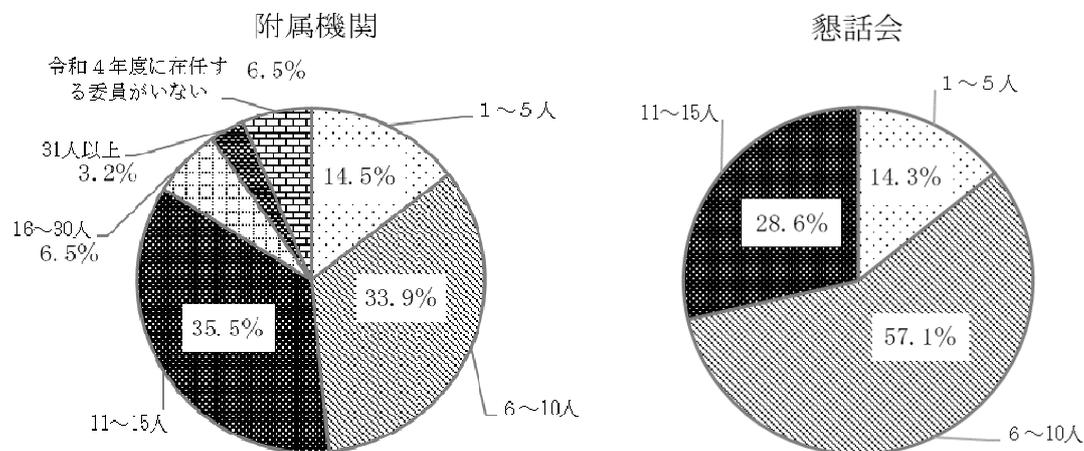
懇話会の部局別設置状況は、市民生活部が3機関(42.9%)で最も多く、次いで、教育委員会事務局が2機関(28.6%)であった。

(2) 附属機関等を構成する委員数の状況

令和4年度における附属機関等を構成する委員数の状況は表2のとおりであった。

表2 附属機関等を構成する委員数の状況 (単位：機関)

委員数の状況		1～5人	6～10人	11～15人	16～30人	31人以上	令和4年度に在任する委員がない
区分	機関数						
附属機関	62	9	21	22	4	2	4
懇話会	7	1	4	2			
合計	69	10	25	24	4	2	4



※ 円グラフの比率は、小数第二位で四捨五入した数値であり、積算した数値が100%にならない場合がある。

附属機関の委員数は、「11～15人」が22機関(35.5%)で最も多く、次いで、「6～10人」が21機関(33.9%)であった。

また、懇話会の委員数は、「6～10人」が4機関(57.1%)で最も多く、次いで、「11～15人」が2機関(28.6%)、「1～5人」が1機関(14.3%)であった。

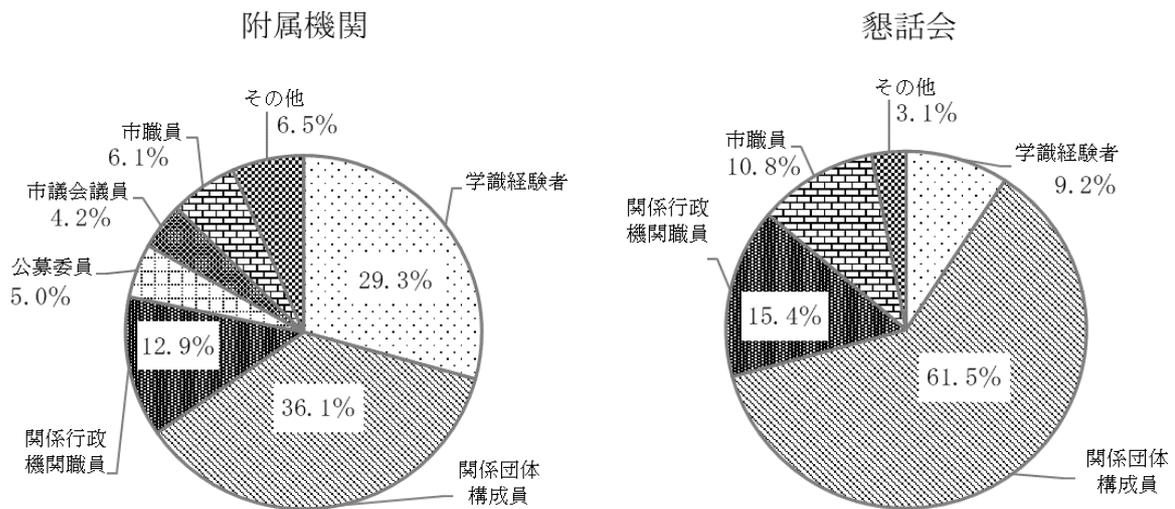
### (3) 附属機関等の委員の構成状況

令和4年度における附属機関等の委員の構成状況は表3のとおりであった。

表3 附属機関等の委員の構成状況 (単位：人)

区分	委員構成		学 識 経験者	関係団体 構 成 員	関係行政 機関職員	公 募 委 員	市議会 議 員	市職員	その他	合 計
	機関数									
附 属 機 関	58		207	255	91	35	30	43	46	707
懇 話 会	7		6	40	10			7	2	65
合 計	65		213	295	101	35	30	50	48	772

※令和4年度に在任する委員がいない附属機関(4機関)は除く。



※ 円グラフの比率は、小数第二位で四捨五入した数値であり、積算した数値が100%にならない場合がある。

附属機関の委員の構成は、「関係団体構成員」が255人(36.1%)で最も多く、次いで、「学識経験者」が207人(29.3%)であった。

また、懇話会の委員の構成は、「関係団体構成員」が40人(61.5%)で最も多く、次いで、「関係行政機関職員」が10人(15.4%)であった。

なお、「その他」は公募委員ではない個人を選任した場合等であった。

(4) 附属機関等の委員の年代別状況

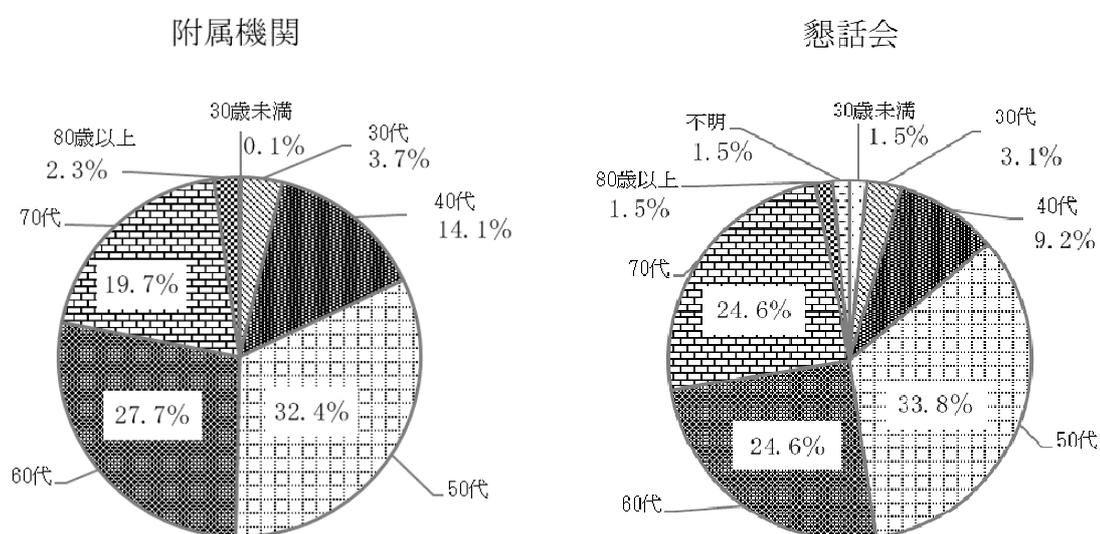
令和4年度における附属機関等の委員の年代別状況は表4のとおりであった。

表4 附属機関等の委員の年代別状況 (単位:人)

区分	年代別委員数		30歳未満	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明	合計
	機関数										
附属機関	58		1	26	100	229	196	139	16		707
懇話会	7		1	2	6	22	16	16	1	1	65
合計	65		2	28	106	251	212	155	17	1	772

※令和4年度に在任する委員がいない附属機関(4機関)は除く。

※年齢を確認していない委員は「不明」とした。



※ 円グラフの比率は、小数第二位で四捨五入した数値であり、積算した数値が100%にならない場合がある。

附属機関の委員の年代は、「50代」が229人(32.4%)で最も多く、次いで、「60代」が196人(27.7%)であった。

また、懇話会の委員の年代は、「50代」が22人(33.8%)で最も多く、次いで、「60代」及び「70代」がともに16人(24.6%)であった。

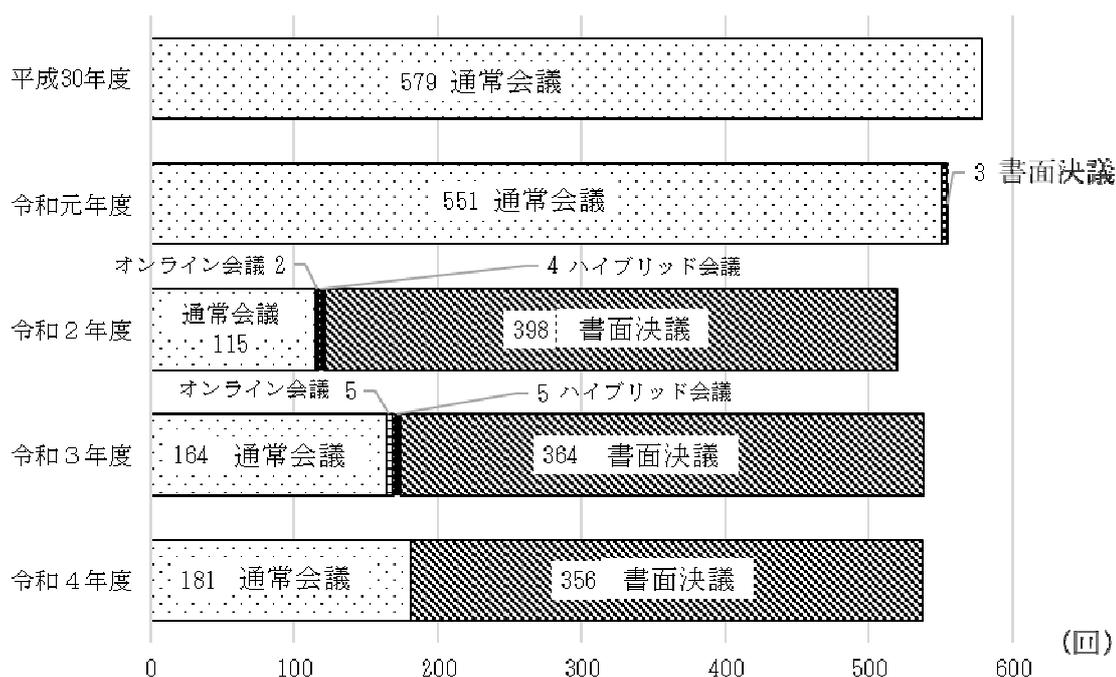
(5) 附属機関等の会議の開催状況

平成30年度から令和4年度までの附属機関等の会議の開催状況は表5-1、表5-2のとおりであった。

表5-1 附属機関の会議の開催状況 (単位：回)

年度	会議の方法		通常会議	オンライン会議	ハイブリッド会議	書面決議	合計
	機関数						
平成30年度	61		579				579
令和元年度	61		551			3	554
令和2年度	61		115	2	4	398	519
令和3年度	62		164	5	5	364	538
令和4年度	62		181			356	537

附属機関



※「通常会議」：会議を開催する場所に委員が参集する方法

「オンライン会議」：オンライン会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することができるもの)により委員が参加する方法

「ハイブリッド会議」：一の会議において通常会議とオンライン会議を組み合わせさせた方法

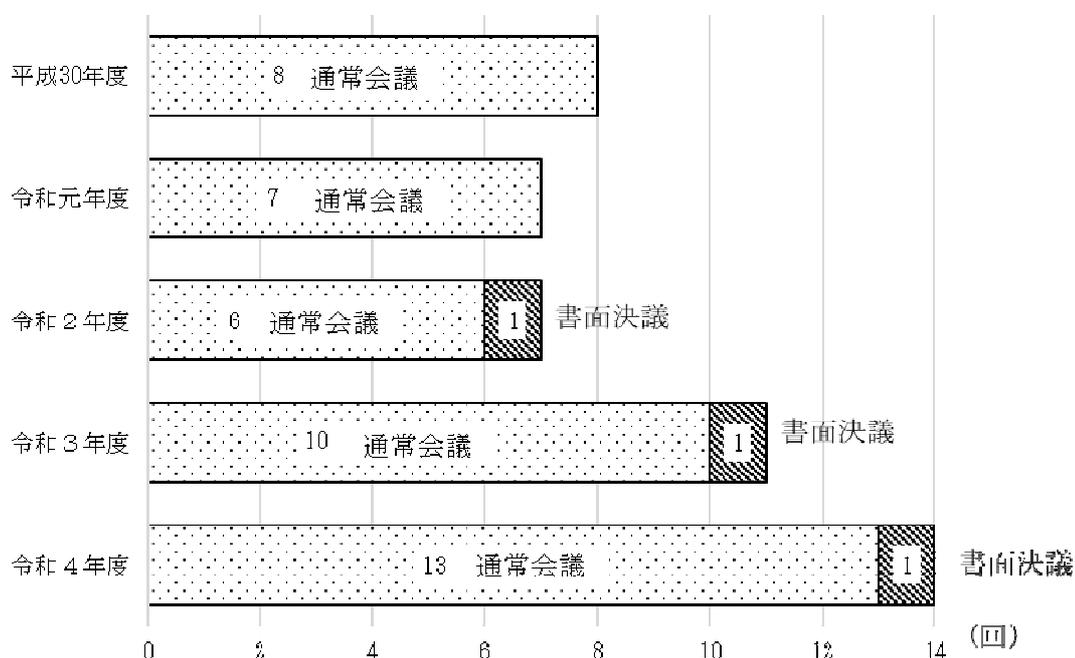
「書面決議」：委員に書面を送付し、又は電磁的記録を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えるもの

附属機関の会議の開催状況は、通常会議の開催回数が令和2年度に大幅に減少したものの令和3年度以降は徐々に増加していた。書面決議は令和元年度に初めて行われ、令和2年度に大幅に増加したものの令和3年度以降は減少していた。オンライン会議及びハイブリッド会議は令和2年度と令和3年度に行われていた。これらの会議の開催状況は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等によるものと推察される。

表5-2 懇話会の会議の開催状況 (単位：回)

年度	会議の方法		通常会議	オンライン会議	ハイブリッド会議	書面決議	合計
	機関数						
平成30年度	4		8				8
令和元年度	4		7				7
令和2年度	4		6			1	7
令和3年度	5		10			1	11
令和4年度	7		13			1	14

### 懇話会



懇話会の会議の開催状況は、新たな懇話会が設置されたことなどにより令和3年度及び令和4年度の開催回数が増加していた。なお、令和2年度から書面により意見収集や情報共有等を行っているものがあつた。

## 2 着眼点別の調査結果及び問題点

着眼点別の調査結果及び問題点は次のとおりである。

なお、特に問題と考えられる点については、**ゴシック体**で表記した。

<着眼点1> 設置の根拠や目的は明確であるか。

### (1) 設置の根拠は明確であるか。

附属機関は法律又は条例により設置するものとされており、政令又は規則その他の規程などで設置することはできないとされている。なお、任意に附属機関を置く場合は必ず条例によらなければならないとされている。

また、懇話会は要綱により設置するものとされている。

附属機関等を法律等の位置付けにより次のとおり区分した。

ア 法律必置 法律により設置が義務付けられているもの

イ 法律任意 法律により設置することができるとされており、条例により設置されたもの

ウ 条例設置 法律に設置の規定がなく、条例により設置されたもの

エ 要綱設置 要綱により設置されたもの

附属機関等の設置根拠は表6のとおりであった。

表6 附属機関等の設置根拠 (単位：機関)

区分	設置根拠		法律	条例	要綱
		機関数			
附属機関	法律必置	9	8	1	
	法律任意	14		14	
	条例設置	39		39	
懇話会	要綱設置	7			7
合計		69	8	54	7

附属機関等は、「条例設置」が39機関(56.5%)で最も多く、次いで、「法律任意」が14機関(20.3%)であった。

すべての附属機関は、「法律」又は「条例」を根拠として設置されていた。

また、すべての懇話会は、「要綱」を根拠として設置されていた。

以上のことから、すべての附属機関等において設置根拠が明確となっていた。

(2) 設置の目的は明確であるか。

附属機関は調停、審査、審議又は調査等を行うことを目的としている。

また、懇話会は市民意見の反映や専門知識の導入等を目的としている。

附属機関等の設置目的は表7-1、表7-2のとおりであった。

表7-1 附属機関の設置目的(複数回答あり) (単位：件)

区分		設置目的		調停	審査	審議	調査	市民意見の反映	専門知識の導入	その他
		機関数								
附属機関	法律必置	9		1	6	6	1		4	1
	法律任意	14				13	5	7	10	
	条例設置	39		1	17	26	17	13	14	
合計		62		2	23	45	23	20	28	1

※「調停」：紛争の当事者間に立って当事者の互譲により事件の妥当な解決を図る

「審査」：特定の事項について結論を導き出すためにその内容をよく調べる

「審議」：執行機関の諮問に応じて審議する

「調査」：一定の範囲の事項についてその真実を調べる

附属機関の設置目的は、「審議」が45件で最も多く、次いで、「専門知識の導入」が28件、「審査」及び「調査」がともに23件であった。また、「その他」は「審査請求に対する裁決」であった。すべての附属機関において、設置目的は「調停」、「審査」、「審議」又は「調査」のいずれか1つ以上に該当していた。

表7-2 懇話会の設置目的(複数回答あり) (単位：件)

区分		設置目的		調停	審査	審議	調査	市民意見の反映	専門知識の導入	その他
		機関数								
懇話会	要綱設置	7						4	5	

また、懇話会の設置目的は、「専門知識の導入」が5件、「市民意見の反映」が4件であり、組織としての意思決定は行われず、意見交換や情報共有等を行う場として活用されるものであった。

以上のことから、すべての附属機関等において設置目的が明確となっていた。

(3) 廃止又は統合は検討されているか。

附属機関の設置は、行政の簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の観点から真に必要なものに限ることと指針第3条に留意事項が示されている。また、指針第

4条の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとされている。

なお、懇話会の設置は、市民意見の反映や専門的な知識の導入等を行うため、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者からの意見を必要とするもの及び他の行政手段又は既存の懇話会ではその目的を達成できないもののいずれにも該当する場合に限り新たに設置するものと指針第10条に示されており、既存懇話会の見直しに当たっては指針第4条の規定を準用することとされている。

【指針第4条各号】

- |  |
|--|
| (1) 所期の目的が達成されたもの                      |
| (2) 社会経済情勢、市民ニーズの変化等により継続の必要性が低下してきたもの |
| (3) 活動が著しく不活発で、設置効果の乏しいもの              |
| (4) 他の行政手段等により代替可能なもの                  |
| (5) 設置目的及び担当事務が他の附属機関と類似又は重複しているもの     |
| (6) その他行政の簡素化及び効率化の観点から統合が望ましいもの       |

附属機関等の廃止又は統合の検討状況は表8のとおりであった。

表8 附属機関等の廃止又は統合の検討状況 (単位：機関)

廃止又は統合の 検討状況			指針第4条の各号のい ずれにも該当しない		指針第4条の各号のい ずれかに該当する		時限的に 設置した
			必要に応じ て検討して いるが、設 置を継続す ることとし た	廃止又は統 合を検討し たことはな い	必要に応じ て検討して いるが、設 置を継続す ることとし た	廃止又は統 合を検討し たことはな い	
区 分		機関数					
附属機関	法律任意	14		11	1	2	
	条例設置	39	2	35		2	
懇話会	要綱設置	7		5			2
合 計		60	2	51	1	4	2

※法律により設置が義務付けられている附属機関(9機関)を除く。

「指針第4条の各号のいずれにも該当しない」が53機関(88.3%)であった。このうち、法改正等を機に廃止又は統合を検討した上で設置を継続したものは2機関であり、廃止又は統合を検討したことがないものは51機関であった。

一方、「指針第4条の各号のいずれかに該当する」が5機関(8.3%)であった。このうち、他の附属機関と統合を検討した上で設置を継続したものは1機関であったが、廃止又は統合を検討したことがないものは4機関であった。

なお、この4機関の指針第4条の該当状況の内訳は表9のとおりであった。

表9 廃止又は統合を検討したことがない附属機関等の指針第4条の該当状況  
(複数回答あり) (単位：件)

指針第4条 該当状況		機関数	(1) 所期の目的が達成されたもの	(2) 社会経済情勢、市民ニーズの変化等により継続の必要性が低下してきたもの	(3) 活動が著しく不活発で、設置効果の乏しいもの	(4) 他の行政手段等により代替可能なもの	(5) 設置目的及び担当事務が他の附属機関と類似又は重複しているもの	(6) その他行政の簡素化及び効率化の観点から統合が望ましいもの
附属機関	法律任意	2					2	
	条例設置	2	1	1	1			
懇話会	要綱設置							
合計		4	1	1	1	0	2	0

「(5) 設置目的及び担当事務が他の附属機関と類似又は重複しているもの」が2件、「(1) 所期の目的が達成されたもの」、「(2) 社会経済情勢、市民ニーズの変化等により継続の必要性が低下してきたもの」及び「(3) 活動が著しく不活発で、設置効果の乏しいもの」がそれぞれ1件であった。

設置の目的が社会経済情勢の変化や複雑高度化する市民ニーズに合致しているか適宜検証し、指針第4条の各号のいずれかに該当するものについては行政の簡素化及び効率化の観点から統合又は廃止を検討する必要がある。

<着眼点2> 委員の選任、構成は適切であるか。

附属機関を構成する委員について、指針第6条に留意事項が示されている。

**【指針第6条各号】**

- (1) 附属機関の委員の数は、原則として15人以内とすること。
- (2) 団体へ委員の推薦を依頼する場合には、団体の長に限らず適任者の推薦を要請するものとする。
- (3) 女性委員の登用については、春日井市審議会等委員への女性の登用促進要綱(平成21年4月1日施行)によるものとする。

- (4) 本市市議会議員及び本市職員を委員に選任しないこと。
- (5) 委員の任期は2年以内とし、その在任期間は、一の附属機関において通算して10年(一の任期が1年に満たない場合(補欠委員の任期を除く。))は1年とする。)を超えないこと。また、公募委員については、再任しないこと。
- (6) 同一人を委員として選任できる附属機関等の数は、5までとすること。

ただし、法令等に定めがある場合、当該附属機関の担当事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者である場合や専門的知識又は経験を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合は適用しないことができるとされている。なお、懇話会についても指針第6条の規定を準用することとされている。

(1) 構成する委員の数は適切であるか。

附属機関等の委員の数は、原則として15人以内とすることと指針第6条に示されている。

附属機関等を構成する委員数の状況は表10のとおりであった。

表10 附属機関等を構成する委員数の状況 (単位：機関)

委員数の状況		委員数が15人以内である	委員数が15人を超える			
			法令等の定めを満たしていた	法令等の定めを満たしていなかった		
区分	機関数					
附属機関	法律必置	9	5	4	4	
	法律任意	14	13	1	1	
	条例設置	35	34	1	1	
懇話会	要綱設置	7	7			
合計		65	59	6	6	0

※令和4年度に在任する委員がいない附属機関(4機関)は除く。

「委員数が15人以内である」が59機関(90.8%)であり、「委員数が15人を超える」が6機関(9.2%)であった。委員数が15人を超える6機関についてはすべて条例により委員定数が定められているものであった。

(2) 幅広い人材が登用されているか。

附属機関等の委員は、設置目的を踏まえ、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から選任することと指針第6条に示されている。

## ア 構成状況

附属機関等の委員構成の状況は表11のとおりであった。

表11 附属機関等の委員構成の状況 (単位：機関)

区分	委員構成の状況		委員構成の定めがある			委員構成の定めがない
		機関数	満たしていた	満たしていない		
附属機関	法律必置	9	9	9		
	法律任意	14	14	14		
	条例設置	35	35	35		
懇話会	要綱設置	7	7	7		
合計		65	65	65	0	0

※令和4年度に在任する委員がない附属機関(4機関)は除く。

すべての附属機関等について「委員構成の定めがある」ものであり、その定めを満たしていた。なお、指針第6条において本市市議会議員及び本市職員を選任しないこととされているが、10機関で本市市議会議員を選任しており、20機関で本市職員を選任していた。これらは条例等により市議会議員及び市職員を構成員として定めているものであった。

## イ 委員への女性の登用状況

附属機関等の委員の選任に当たっては春日井市審議会等委員への女性の登用促進要綱(平成21年4月1日施行。以下「女性の登用促進要綱」という。)に基づき、男女共同参画課長と事前協議をすることとされている。その状況は表12のとおりであった。

表12 附属機関等委員の選任に係る事前協議の状況(単位：機関)

区分	事前協議の状況		事前協議をした	事前協議をしなかった
		機関数		
附属機関	法律必置	9	8	1
	法律任意	14	13	1
	条例設置	35	34	1
懇話会	要綱設置	7	6	1
合計		65	61	4

※令和4年度に在任する委員がない附属機関(4機関)は除く。

「事前協議をした」が61機関(93.8%)であり、「事前協議をしなかった」が4機関(6.2%)であった。事前協議をしなかった理由は、一部委員の辞任に伴う改選の際に女性の割合が変わらないため事前協議を不要と誤認したものや事前協議が必要とされる協議会と認識していなかったものなどであった。**委員の選任に当たっては女性の登用促進要綱に基づき事前協議する必要がある。**

委員への女性の登用については、指針第6条に女性の登用促進要綱によるものと示されており、当該要綱において令和8年度までにすべての附属機関等における委員に占める女性の割合を40%以上とする目標が掲げられている。

なお、委員に占める女性の割合に関する目標値は、第3次かすがい男女共同参画プラン(計画年度：令和4年度～令和8年度)の策定に伴い、新かすがい男女共同参画プラン2012-2021(改訂版)の目標値であった「30%以上」から「40%以上」に引き上げられている。令和4年度の附属機関等に在任した委員の総数772人のうち女性は241人(31.2%)であった。

附属機関等別の委員への女性の登用状況は表13のとおりであった。

表13 附属機関等別の委員への女性の登用状況 (単位：機関)

区分	女性の登用状況		40%以上	30%以上 40%未満	10%以上 30%未満	10%未満
		機関数				
附属機関	法律必置	9	2	3	3	1
	法律任意	14	4	4	4	2
	条例設置	35	14	6	14	1
懇話会	要綱設置	7	1	1	3	2
合計		65	21	14	24	6

※令和4年度に在任する委員がない附属機関(4機関)は除く。

委員に占める女性の割合は、「40%以上」が21機関(32.3%)、「30%以上40%未満」が14機関(21.5%)、「10%以上30%未満」が24機関(36.9%)、「10%未満」が6機関(9.2%)であった。

附属機関等の委員への女性の登用を促進するための取組状況は表14のとおりであった。

表14 附属機関等の委員への女性の登用を促進するための取組状況

(複数回答あり)

(単位：件)

取組状況		取り組んでいる					取り組んでいない
		各種団体へ 適任者の推 薦を依頼し ている	前任の委員 に適任者の 推薦を依頼 している	公募の委員 の募集にい おいて広く 周知してい る			
区 分	機関数						
附属機関	法律必置	9	8	6	5		1
	法律任意	14	11	11	3		3
	条例設置	35	30	28	8	6	5
懇話会	要綱設置	7	4	4			3
合 計		65	53	49	16	6	12

※令和4年度に在任する委員がない附属機関(4機関)は除く。

附属機関等の委員への女性の登用を促進するために「取り組んでいる」が53機関(81.5%)であった。取組内容は、「各種団体へ適任者の推薦を依頼している」が49件で最も多く、次いで、「前任の委員に適任者の推薦を依頼している」が16件であった。また、「取り組んでいない」が12機関(18.5%)であった。

令和8年度までに委員に占める女性の割合を40%以上とする目標に向け、各分野で活躍している女性の人材に係る情報収集に努めるなど、さらなる取組が重要である。

#### ウ 委員の公募状況

附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議事項等を考慮した上で委員の公募について検討し、その実施に努めるものと指針第7条に示されている。ただし、専門的な一定の事項及び利害関係の処分等について調停、審査、諮問又は調査するものにあつては、この限りではないとされている。

なお、公募により選任する委員の人数の割合は、各附属機関等において委員定数のおおむね20%以上とすることが指針第8条に示されている。

附属機関等の委員の公募状況は表15のとおりであった。

表15 附属機関等の委員の公募状況 (単位：機関)

区分	委員の公募状況		委員を公募した		委員を公募していない	
		機関数	20%以上	20%未満		
附属機関	法律必置	9			9	
	法律任意	14	5	4	1	
	条例設置	35	11	7	4	
懇話会	要綱設置	7			7	
合計		65	16	11	5	49

※令和4年度に在任する委員がない附属機関(4機関)は除く。

「委員を公募した」が16機関(24.6%)であり、このうち公募により選任した委員の割合は、「20%以上」が11機関、「20%未満」が5機関であった。

一方、「委員を公募していない」が49機関(75.4%)であり、その理由は、専門的な分野の知識や経験を必要とするものであった。

また、附属機関等の委員を公募した16機関において、応募状況は表16のとおりであった。

表16 附属機関等の委員の応募状況 (単位：機関)

区分	委員の応募状況		定員を上回った	定員に満たなかった	定員を定めていなかった
		機関数			
附属機関	法律必置				
	法律任意	5	3	1	1
	条例設置	11	8	2	1
懇話会	要綱設置				
合計		16	11	3	2

「定員を上回った」が11機関、「定員に満たなかった」が3機関、「定員を定めていなかった」が2機関であった。

なお、附属機関等の委員の公募に係る周知方法は表17のとおりであった。

表17 附属機関等の委員の公募に係る周知方法(複数回答あり) (単位：件)

区分	周知方法		市広報	市ホームページ	チラシ設置	関係団体へ通知	子育て情報発信サイト
		機関数					
附属機関	法律必置						
	法律任意	5	5	5	4		
	条例設置	11	10	9	5	2	1
懇話会	要綱設置						
合計		16	15	14	9	2	1

委員の募集期間は2週間以上とすることと指針第8条に示されており、委員を公募した16機関のすべてにおいて、募集期間が2週間以上に設定されていた。委員の公募に係る周知方法は「市広報」が15件で最も多く、次いで、「市ホームページ」が14件であった。

(3) 在任期間や兼任状況は考慮されているか。

ア 任期

附属機関等の委員の任期は、2年以内とすることと指針第6条に示されている。

附属機関等の委員の任期の状況は表18のとおりであった。

表18 附属機関等の委員の任期の状況 (単位：機関)

区分	委員の任期		2年以内	2年を超える期間	任期の定めがない
		機関数			
附属機関	法律必置	9	6	2	1
	法律任意	14	12	2	
	条例設置	35	35		
懇話会	要綱設置	7	7		
合計		65	60	4	1

※令和4年度に在任する委員がない附属機関(4機関)は除く。

附属機関等の委員の任期は、「2年以内」が60機関(92.3%)であり、「2年を超える期間」が4機関(6.2%)、「任期の定めがない」が1機関(1.5%)であった。任期が2年を超える期間としている4機関は、法令等に任期が定められているものであった。

## イ 通算在任期間

附属機関等の委員の通算在任期間は、一の機関において通算して10年を超えないことと指針第6条に示されている。

附属機関等の委員の通算在任期間の状況は表19のとおりであった。

表19 附属機関等の委員の通算在任期間の状況 (単位：機関)

区分	通算在任期間		通算在任期間が10年を超える委員がない	通算在任期間が10年を超える委員がいる
		機関数		
附属機関	法律必置	9	5	4
	法律任意	14	7	7
	条例設置	35	27	8
懇話会	要綱設置	7	7	
合計		65	46	19

※令和4年度に在任する委員がない附属機関(4機関)は除く。

「通算在任期間が10年を超える委員がない」が46機関(70.8%)であり、「通算在任期間が10年を超える委員がいる」が19機関(29.2%)であった。

なお、通算在任期間が10年を超える委員の委嘱理由は表20のとおりであった。

表20 通算在任期間が10年を超える委員の委嘱理由 (単位：機関)

区分	委嘱理由		専門性を有する人が該当委員しかいないため	関係団体からの推薦者であるため	長期的な視点での考察が必要なため	その他
		機関数				
附属機関	法律必置	4		1	1	2
	法律任意	7	4		2	1
	条例設置	8	1	4	1	2
懇話会	要綱設置					
合計		19	5	5	4	5

「専門性を有する人が該当委員しかいないため」及び「関係団体からの推薦者であるため」がともに5機関で最も多く、次いで、「長期的な視点での考察が必要なため」が4機関であった。「その他」は5機関で、専門性を有する該当者が少ないことに加えて他に協力を得ることが困難であることなどの理由であった。

委員の通算在任期間を考慮した選任のための取組状況は表21のとおりであった。

表21 通算在任期間を考慮した選任のための取組状況(複数回答あり)(単位:件)

区分	取組状況		取り組んでいる				取り組んでいない	
		機関数	各種団体へ適任者の推薦を依頼している	前任の委員に適任者の推薦を依頼している	公募の委員の募集において広く周知している	その他		
附属機関	法律必置	9	8	6	5			1
	法律任意	14	13	11	4	1	2	1
	条例設置	35	30	28	9	5		5
懇話会	要綱設置	7	4	4				3
合計		65	55	49	18	6	2	10

※令和4年度に在任する委員がいない附属機関(4機関)は除く。

委員の通算在任期間を考慮した選任のために「取り組んでいる」が55機関(84.6%)であった。取組内容は、「各種団体へ適任者の推薦を依頼している」が49件で最も多く、次いで、「前任の委員に適任者の推薦を依頼している」が18件であった。「その他」は2件で、県や他市町村に聞き取り調査をしているものや適任者の調査を行っているものであった。

また、「取り組んでいない」が10機関(15.4%)で、通算在任期間が10年を超える委員はいなかった。

専門性を有する該当者が少ないことなどから適任者の推薦について協力を得ることが困難な場合があるものの、設置目的を踏まえた上で適切な時期に委員の交代があることが望ましい。

ウ 委員の兼任状況

同一人を委員として選任できる附属機関等の数は5までとすることと指針第6条に示されている。

附属機関等の委員の兼任状況は表22のとおりであった。

表22 附属機関等の委員の兼任状況 (単位：機関)

区分		委員の兼任状況		5を超える附属機関等を兼任している委員がいない	5を超える附属機関等を兼任している委員がいる
		機関数			
附属機関	法律必置	9		6	3
	法律任意	14		13	1
	条例設置	35		26	9
懇話会	要綱設置	7		5	2
合計		65		50	15

※令和4年度に在任する委員がいない附属機関(4機関)は除く。

「5を超える附属機関等を兼任している委員がいない」が50機関(76.9%)であり、「5を超える附属機関等を兼任している委員がいる」が15機関(23.1%)であった。

令和4年度に附属機関等に在任した委員の総数772人のうち5を超える附属機関等に在任した委員は7人(0.9%)であった。なお、最も兼任数が多い委員は9機関で兼任していた。

同一人の委員が多数の附属機関等に選任されることがないように委員の兼任状況を考慮した選任のための取組状況は表23のとおりであった。

表23 兼任状況を考慮した選任のための取組状況(複数回答あり) (単位：件)

区分		取組状況		取り組んでいる				取り組んでいない
				各種団体へ適任者の推薦を依頼している	前任の委員に適任者の推薦を依頼している	公募の委員の募集において広く周知している	その他	
附属機関	法律必置	9	6	5	3			3
	法律任意	14	12	11	5	1	1	2
	条例設置	35	31	24	7	6	5	4
懇話会	要綱設置	7	5	5				2
合計		65	54	45	15	7	6	11

※令和4年度に在任する委員がいない附属機関(4機関)は除く。

委員の兼任状況を考慮した選任のために「取り組んでいる」が54機関（83.1%）であった。取組内容は、「各種団体へ適任者の推薦を依頼している」が45件で最も多く、次いで、「前任の委員に適任者の推薦を依頼している」が15件であった。

また、「取り組んでいない」が11機関（16.9%）であり、兼任する附属機関等の数が多い状況を把握していたものの団体からの推薦があったことを理由として選任しているものがあった。

附属機関等の担当事務に密接な関連を有する団体を代表する者であると認められる場合や専門的知識を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合を除き、同一人が他の附属機関等の委員を兼任しているかを確認し、十分考慮した上で関係団体に適任者の推薦を依頼するなど、対象範囲を広げる取組が必要である。

<着眼点3> 会議の運営は適切に行われているか。

(1) 会議は適切に開催されているか。

附属機関等の会議開催状況は表24のとおりであった。

表24 附属機関等の会議開催状況 (単位：機関)

開催状況		開催している					過去5年間一度も開催していない
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
区分		開催機関数 ／ 機関数					
附属機関	法律必置	7 / 9	8 / 9	6 / 9	7 / 9	8 / 9	1
	法律任意	11 / 14	11 / 14	12 / 14	13 / 14	13 / 14	1
	条例設置	26 / 38	24 / 38	24 / 38	25 / 39	28 / 39	7
懇話会	要綱設置	4 / 4	4 / 4	4 / 4	5 / 5	7 / 7	
合計		48 / 65	47 / 65	46 / 65	50 / 67	56 / 69	9
開催率		73.8%	72.3%	70.8%	74.6%	81.2%	-

過去5年間において、令和2年度は開催率が最も低く70.8%であり、令和4年度は開催率が最も高く81.2%であった。

「過去5年間一度も開催していない」が9機関であり、その理由は、会議に付す議案がないものであった。これらは、いずれも廃止又は統合を検討されていないものであったが、活動が著しく不活発で設置効果の乏しいものに該当する場合があるため、廃止又は統合を検討する余地があると考えられる。

令和2年度以降においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため感染状況を考慮して会議の開催可否を判断し、開催する場合は感染対策を行い実施する必要があった。このような状況において、附属機関等の会議の開催状況は表25-1、表25-2のとおりであった。

表25-1 令和2年度以降の附属機関の会議の開催状況 (単位：機関)

年度	機関数	おおむね予定どおりに開催できた	予定よりも遅れて開催した会議があった	開催できなかった	議題となるものがないなどにより、開催しなかった	その他
令和2年度	61	39	1	3	16	2
令和3年度	62	44	1	1	16	
令和4年度	62	49			13	

附属機関の会議は「おおむね予定どおりに開催できた」が令和2年度は39機関、令和3年度は44機関、令和4年度は49機関と増加傾向にあった。「予定よりも遅れて開催した会議があった」が令和2年度及び令和3年度はともに1機関、「開催できなかった」が令和2年度は3機関、令和3年度は1機関であった。「その他」は、令和2年度に2機関で、開催回数が通常より少なくなったもの、1回目は中止したがその後はハイブリッド会議により予定どおり行ったものであった。

表25-2 令和2年度以降の懇話会の会議の開催状況 (単位：機関)

年度	機関数	おおむね予定どおりに開催できた	予定よりも遅れて開催した会議があった	開催できなかった	議題となるものがないなどにより、開催しなかった	その他
令和2年度	4	4				
令和3年度	5	4	1			
令和4年度	7	7				

懇話会の会議は「おおむね予定どおりに開催できた」が令和2年度及び令和3年度はともに4機関、令和4年度は7機関であった。「予定よりも遅れて開催した会議があった」が令和3年度は1機関であった。

附属機関等の会議は、令和2年度及び令和3年度は予定よりも遅れて開催した会議があったものや開催できなかったものがあったものの、附属機関等の会議の開催状況について表5-1、表5-2に示したように一部の附属機関等において書面決議

等の会議の方法を活用したことによりおおむね予定どおり開催されていた。

令和3年10月の指針の改正により指針第11条の2において附属機関等の会議は通常会議、オンライン会議及びハイブリッド会議による方法を原則とし、書面決議による方法を一定の場合において可能とする内容が規定された。

また、附属機関等の会議の公開に関する手引(第7版)(以下「手引」という。)によると、書面決議は内容の妥当性と議事の緊急性を勘案して実施することとされている。この書面決議の実施可否に係る確認状況は表26-1、表26-2のとおりであった。

表26-1 書面決議の実施可否に係る確認状況(令和3年度) (単位:回)

確認状況		手引に沿って 確認した	手引を知らな かったがおお むね同様の内 容を確認した	書面決議の実 施が手引に記 載される以前 であったため 不明	確認していな い
区分	開催回数				
附属機関	364	2	356	6	
懇話会	1			1	
合計	365	2	356	7	0

表26-2 書面決議の実施可否に係る確認状況(令和4年度) (単位:回)

確認状況		手引に沿って 確認した	手引を知らな かったがおお むね同様の内 容を確認した	書面決議の実 施が手引に記 載される以前 であったため 不明	確認していな い
区分	開催回数				
附属機関	356	3	353		
懇話会	1	1			
合計	357	4	353	0	0

「書面決議の実施が手引に記載される以前であったため不明」が令和3年度は7件であったが、令和4年度は0件に減少していた。「手引に沿って確認した」が令和3年度は2件であったが、令和4年度は4件に増加していた。

なお、「手引を知らなかったがおおむね同様の内容を確認した」が令和3年度は356件、令和4年度は353件であった。これらは同一の附属機関で実施されたものであり、内容の妥当性と議事の緊急性を勘案して実施することを確認していたものの、手引を今一度確認する必要がある。

また、新たに会議の方法が選択できるようになったことから、感染症の感染拡大等の状況下においても滞りなく会議を開催するためには、必要に応じて会議の方法を事前に確認しておくことなどが有効である。附属機関等の会議の開催のために事前に準備している内容は表27のとおりであった。

表27 附属機関等の会議の開催のために事前に準備している内容

(複数回答あり)

(単位：件)

区分	準備内容		会議の方法を選択するためのフローを作成した	会議の方法のマニュアルを整備した	オンライン会議や書面決議をする場合の注意点を確認した	特に行っていない
		機関数				
附属機関	法律必置	8		1	3	5
	法律任意	13			7	6
	条例設置	32			16	16
懇話会	要綱設置	7			1	6
合計		60	0	1	27	33

※過去5年間一度も開催していない附属機関(9機関)は除く。

「特に行っていない」が33件で最も多く、次いで、「オンライン会議や書面決議をする場合の注意点を確認した」が27件、「会議方法のマニュアルを整備した」が1件であった。

感染症の感染拡大等の状況により委員が参集することが困難な場合にはオンライン会議やハイブリッド会議の方法が選択できることから円滑な会議運営に向けた事前の準備に努められたい。

(2) 会議の公開等は適切であるか。

ア 会議の公開

附属機関等の会議は原則公開するものと指針第12条に示されている。ただし、法令の規定により会議が非公開とされている場合、春日井市情報公開条例(平成12年春日井市条例第40号)第7条各号に掲げる情報(特定の個人を識別することができるものなど)に該当すると認められる事項について審議等を行う場合及び会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は除くとされている。

会議の公開又は非公開の決定は、附属機関においては附属機関の長が当該会議

に諮って行い、懇話会においては市長が行うものと指針第13条に示されている。

附属機関等の会議の公開又は非公開の決定状況は表28のとおりであった。

表28 附属機関等の会議の公開又は非公開の決定状況 (単位：機関)

区分		機関数	決定状況						
			附属機関の長が当該会議に諮っている	市長が決定している	法令等に基づき公開又は非公開としている	指針や手引に基づき、会議を公開している	事務局より公開又は非公開とする旨を諮っている(説明している)	当該会議において審議内容を踏まえ決定する	慣例で公開又は非公開としているが、過去にどのように決定したか不明である
附属機関	法律必置	8	1		6				1
	法律任意	13	9	1					3
	条例設置	32	21		1	3	2	1	4
懇話会	要綱設置	7		3			1		3
合計		60	31	4	7	3	3	1	11

※過去5年間一度も開催していない附属機関(9機関)は除く。

「附属機関の長が当該会議に諮っている」附属機関は31機関(51.7%)、「市長が決定している」懇話会は3機関(5.0%)であり、これらは指針に基づき適切に決定されていた。

一方、附属機関であっても市長が決定しているものが見受けられた。会議の公開又は非公開の決定については、指針に基づき適切に行う必要がある。

なお、会議を公開しないことと決定した場合には、その理由を明らかにしなければならないと指針第13条に示されており、非公開理由の明示状況は表29のとおりであった。

表29 附属機関等の会議の非公開理由の明示状況 (単位：機関)

区分		機関数	公開	非公開		
				明らかにしている	明らかにしていない	
附属機関	法律必置	8	2	6	5	1
	法律任意	13	10	3	3	
	条例設置	32	23	9	9	
懇話会	要綱設置	7	5	2	1	1
合計		60	40	20	18	2

※過去5年間一度も開催していない附属機関(9機関)は除く。

附属機関等の会議の非公開理由を「明らかにしている」が18機関、「明らかにして

いない」が2機関であった。会議の非公開理由は指針に基づき明らかにしなければならない。

#### イ 会議開催の周知

公開する会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の2週間前までに会議の名称や開催日時等を市広報、市ホームページ等により市民に周知するものと指針第15条に示されている。また、会議開催の周知方法については、手引によると緊急の会議を除いては市広報に必ず掲載することとされている。

附属機関等の会議開催の周知方法は表30のとおりであった。

表30 附属機関等の会議開催の周知方法(複数回答あり)(単位:件)

区分		周知方法		市ホームページ	市広報
		機関数			
附属機関	法律必置	2		2	2
	法律任意	10		10	10
	条例設置	23		22	21
懇話会	要綱設置	5		5	3
合計		40		39	36

公開する会議を開催したすべての附属機関等において、会議開催について市民に周知されており、その周知方法は「市ホームページ」が39件、「市広報」が36件であった。

附属機関等の会議開催の周知期間は表31のとおりであった。

表31 附属機関等の会議開催の周知期間(単位:機関)

区分		周知期間		2週間以上	2週間未満
		機関数			
附属機関	法律必置	2		2	
	法律任意	10		10	
	条例設置	23		21	2
懇話会	要綱設置	5		5	
合計		40		38	2

附属機関等の会議開催の周知期間は、「2週間以上」が38機関、「2週間未満」が2機関であった。2週間未満であった2機関については特段の理由はなかったことから、緊急に開催する会議を除いては2週間以上の周知期間が必要である。

ウ 議事録等の作成

附属機関等の会議の議事録については、全文筆記又は要点筆記による議事録を作成するものと手引に示されている。

附属機関等の会議の議事録等の作成状況は表32のとおりであった。

表32 附属機関等の会議の議事録等の作成状況 (単位：機関)

区分		作成状況		全文筆記	要点筆記	議事要旨	議事記録	作成していない
		機関数						
附属機関	法律必置	8			4	3		1
	法律任意	13			11	2		
	条例設置	32			29	2	1	
懇話会	要綱設置	7	1	1	5		1	
合計		60		1	49	7	2	1

※過去5年間一度も開催していない附属機関(9機関)は除く。

会議の議事録等は、「要点筆記」が49機関(81.7%)で最も多く、次いで、「議事要旨」が7機関(11.7%)であった。「作成していない」が1機関(1.7%)であった。附属機関及び懇話会に該当する会議の議事録は手引に沿って適切に作成しなければならない。

(3) 会議の内容は市政に反映されているか。

附属機関等の会議について、市政へ反映するために実施した内容は表33のとおりであった。

表33 市政へ反映するために実施した内容(複数回答あり) (単位：件)

区分		内容	意見交換を行った	答申書を提出した	判定・審査・調査等を行った	報告書を提出した	提言書を提出した
附属機関	法律必置	8	2	4	4		
	法律任意	13	10	7	2	1	1
	条例設置	32	19	10	13	2	2
懇話会	要綱設置	7	7			1	
合計		60	38	21	19	4	3

※過去5年間一度も開催していない附属機関(9機関)は除く。

「意見交換を行った」が38件で最も多く、次いで、「答申書を提出した」が21件、

「判定・審査・調査などを行った」が19件であった。

懇話会において「報告書を提出した」が1件あった。懇話会は意思決定を行う組織ではなく、市政に対する市民意見の反映や専門知識の導入が目的であることから、会議の検討結果については、「答申」、「建議」、「報告」及び「提言」の表現を用いないことと指針第11条に留意事項が示されており、誤解のない表現とする必要がある。

また、市政への反映状況は表34のとおりであった。

表34 市政への反映状況(複数回答あり) (単位：件)

区分	反映状況		事業内容に 反映された	予算に反映 された	その他	反映されな かった
		機関数				
附属機関	法律必置	8	5	1	3	
	法律任意	13	13	2		
	条例設置	32	30	2	2	
懇話会	要綱設置	7	7	1		
合計		60	55	6	5	0

※過去5年間一度も開催していない附属機関(9機関)は除く。

「事業内容に反映された」が55件で最も多く、次いで、「予算に反映された」が6件であった。「その他」は5件で、審査会の同意により許可を行ったもの、支援区分の認定をしたもの及び審査結果を県へ進達したものなどであった。

以上のことから、すべての附属機関等において会議の結果が事業内容等に反映されており、附属機関と懇話会がそれぞれの役割を果たしていることが確認できた。

## 第6 意見

本市では、公正で透明性のある市政の推進を図ることを目的として、附属機関等が適切に管理運営されるための指針が定められており、附属機関等の設置、委員の選任、会議の公開等は指針に沿って行われてきたところである。市政運営においては、社会経済情勢や市民ニーズの変化により多様化、高度化する行政課題に対応するために多角的な視点を取り入れることが求められており、附属機関等の役割はますます重要なものとなっている。このことから、附属機関等がその役割を十分に果たすため、管理

運営方法を適宜検証し見直すことが肝要である。

本市の附属機関等においては、設置の根拠や目的が明確となっており、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても会議の方法等を必要に応じて確認した上で会議が運営されるなど、指針に沿っておおむね適切に管理運営がなされていた。なお、審議会等委員への女性の参画の拡大を目的とした女性の登用促進要綱に基づく女性の登用については、すべての委員に占める女性の割合が約3割となっているものの、令和8年度までの新たな目標が4割以上とされたことから、今後においても関係部局との連携を図るなどの取組の促進が期待される所である。

しかしながら、「第5 監査の結果」で示したように一部の附属機関等において廃止又は統合の検討がなされていないものや会議の非公開の理由が明らかにされていないものなど指針に沿った運用がなされていない状況が確認された。

については、次のとおり意見をまとめたので、これを参考に適切な事務の執行に努められたい。

## 1 状況に応じて廃止又は統合の検討を求めるもの

附属機関の設置は指針において行政の簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の観点から真に必要なものに限られるものであり、類似する附属機関の設置を防ぐため担当事務はできる限り広範囲とすることとされている。このことから、指針第4条(附属機関の見直し)に掲げる事項に該当する場合は廃止又は統合を検討する必要がある。

しかしながら、一部の附属機関において活動が著しく不活発なものや他の附属機関と類似又は重複するものが見受けられたが、これまで廃止又は統合の検討がなされていない状況であった。

については、指針第4条に掲げる事項に該当する場合には廃止又は統合の検討を求めるものである。

## 2 幅広い人材の登用に向けた取組を求めるもの

附属機関等において様々な角度から議論が行われるためには委員が幅広い人材により構成されることが重要であり、通算在任期間、兼任状況等を考慮した委員の選任のための取組を行う必要がある。

しかしながら、一部の附属機関等において同一人が複数の附属機関等を兼任してい

る状況を把握していたものの、幅広い人材の登用に向けた取組を行っていないものが見受けられた。

については、特別な事情があると認められる場合を除き、委員の選任にあっては兼任状況を十分考慮した上で関係団体に適任者の推薦を依頼するなど、幅広い人材の登用に向けた取組を求めるものである。

### **3 適切な会議の運営を求めるもの**

附属機関等の会議や議事録等は、市政運営の透明性を高めるため原則公開としている。会議の公開については、法令の規定や個人情報が含まれる内容を取り扱うなど特段の理由がある場合には非公開であるものの、非公開とした場合はその理由を明らかにしておかなければならないとされている。また、会議の開催や議事録等は適切な時期に適切な内容を情報発信することが行政の市民参画の促進のために重要であるため、本市では統一的な事務手続が手引に定められ運用されている。

しかしながら、一部の附属機関等において会議を非公開とした理由を明らかにしていないもの、会議の開催の周知期間が十分でないもの、議事録が作成されていないものなどが見受けられた。

については、会議の公開等について指針や手引に定められた事務手続を十分に確認した上で適切な会議の運営を求めるものである。